

別表

種 目	品 目	対象要件	性 能	耐用 年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上及び寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の１８歳以上の者、下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で３歳以上の者、重度の知的障がい者及び寝たきりの状態にある難病患者（常時介助を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で３歳以上の者及び自力で排尿できない難病患者（常時介助を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で自力で体位変換ができないため、介助者の支援を要する３歳以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障がい者・児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者及び体幹機能に障がいのある難病患者	介助者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅回収を伴うものを除く。	４年
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上で、３歳以上の障がい児	原則として付属のテーブルをつけるものとする	５年
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上で、３歳以上の障がい児及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者で原則として３歳以上の者及び入浴に介助を必要とする難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上の者及び常時介助を必要とする難病患者	障がい者・児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障がい等で転倒のおそれがある者。重度の知的障がい者及び精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年
	T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい等で転倒のおそれがある者	転倒防止になるもの	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上の者及び下肢が不自由な難病患者	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	特殊便器	上肢障害２級以上で３歳以上の者。重度の知的障がい者で訓練等を行っても自ら排便の処理が困難な者及び上肢機能に障がいのある難病患者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び障がい者・児を介助しているものが容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	火災警報器	身体障害者等級２級以上又は重度の知的障がい者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年
	自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上又は重度の知的障がい者であって１８歳以上の者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障がい者が容易に使用し得るもの	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で３歳以上の者	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚により知覚できるもの	１０年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行っている３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障がい者で、必要と認められる者及び呼吸器機能に障がいのある難病患者	障がい者・児が容易に使用し得るもの	５年
	電気式たん吸引器	上記に同じ	上記に同じ	５年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	上記に同じ	１０年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能に障がいがあり医師が必要と認める者	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	５年
	手動式人工呼吸器	人工呼吸器の装着が必要な者	入浴時や移動する際等に呼吸機能を継続的に有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	５年

種 目	品 目	対象要件	性 能	耐用 年数
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上で 3 歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5 年
	盲人用体重計	上記に同じ	上記に同じ	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がい有する 3 歳以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者・児が容易に使用し得るもの	5 年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障害 2 級以上で 3 歳以上の者	パソコンを使用するのにどうしても必要となる画面音声化ソフト等のアプリケーションソフトや大型キーボード等の入力サポート機器	6 年
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上）の身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年
	点字器	視覚障がい者・児	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	7 年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上で本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る	上記に同じ	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上で 3 歳以上の者	音声等により操作ボタンが知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	上記に同じ	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる 3 歳以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映しだせるもの	8 年
	盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	10 年
	聴覚障害者等通信装置	聴覚障がい者・児又は発声・発語に著しい障がい有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者・児が容易に使用し得るもの	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者・児のうち、必要と認められる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者・児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者・児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年
	人工喉頭（埋込型用人工鼻）	上記に同じ	気管孔に取り付けることで発声が可能となり、容易に使用し得るもの	
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	聴覚障がい者・児であって、現に装着している人工内耳が 5 年以上経過している者（ただし、医療保険が適用される場合を除く。）	スピーチプロセッサなどの外部装置で障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）			
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者・児	点字により作成された図書	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者（ぼうこう又は直腸等の機能に障がい有する者）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋	
	紙おむつ等	3 歳以上で高度の排便又は排尿機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示が困難な者	障がい者・児が容易に使用し得るもの	
	収尿器	高度の排尿機能障がい有する者	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置が付いているもの	1 年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障害等級 3 級以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則 1 回

（注） 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。